

27市長会第479号
平成27年11月16日

市長様

長野県市長会
会長 三木正夫

平成28年度都市税制改正に関する要請活動の実施について（依頼）

このことについて、平成27年11月13日付発財第63号で全国市長会森民夫会長から別添のとおり依頼がありましたので、市長様におかれましては、要請書(案)や意見等をご参考のうえ、長野県関係国会議員等に対しまして、特に、「償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持」、「車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保等」、「ゴルフ場利用税の現行制度の堅持」の3点に絞り、できる限り早い時期に要請活動をしていただくようお願いいたします。

なお、要請活動を行った際には、国会議員等の反応（発言等）について、お手数でも別紙様式より本会事務局まで電子メール又はファクスにてお知らせください。本会事務局で取りまとめのうえ、全国市長会事務局へ報告いたします。

また、本会としましては、本日11月16日（月）に長野県及び長野県町村会とともに、上記3点を含めた地方財源の充実確保に関する共同要請を自由民主党税制調査会関係議員等に行っておりますので、申し添えます。

長野県市長会事務局 次長 牧 章一 Tel 026-234-3611 Fax 026-234-3614 E-Mail: info@cheering-nagano.jp
--

(様式)

長野県市長会事務局 行 E-Mail:info@cheering-nagano.jp
Fax 026-234-3614

平成28年度都市税制改正に関する要請活動について（ご対応）

市

要請日	
要請者	
要請先	
要請方法	本人に面会・本人へ電話・秘書対応 その他（ ） ※該当するものに○をつけてください。
対応内容	

※「都市自治体の意見に理解を示してくれた。」等、地方側に立った反応のみならず、「経済団体は廃止に向けて強力に運動している、との苦言を呈された。」等、どんなことでも結構ですので、お知らせください。

平成28年度都市税制改正に関する
要請書(案)

平成27年11月 日

長野県〇〇市長 ○○ ○○

日頃、長野県内市町村の健全な財政運営に対しご配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度税制改正に向け、償却資産に対する固定資産税の見直しをはじめ、地方財政に影響が及ぶ税目について、見直しが行われているところであると伺っております。

しかし、これら見直しの対象となっている税目は、市町村の税収のみならず、交付金を通じて、市町村の重要な税財源となっており、とりわけ、小規模市町村が多く、また、製造業の割合が高い産業構造である長野県においては、見直しによっては、市町村の財政運営に大きな支障が生ずる事態となります。

つきましては、税制改正の議論に当たりましては、本県の実情等も御賢察の上、基礎自治体が持続可能な財政運営を行う上で十分な税財源が確保されますよう、次の事項につきまして強く要請いたします。

1 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持について

償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

2 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保等について

消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている重要な財源であることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車税・軽自動車税の環境性能割の導入については、新たな税制上の仕組みであり、納税者への十分な周知期間を設けるとともに、課税体制の整備に相当の期間を必要とすることから、平成28年税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

3 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持について

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、当該市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

平成 27 年 11 月 日

長野県〇〇市長 ○〇 ○〇

重 要

発 財 第 63 号

平成 27 年 11 月 13 日

各支部・都道府県市長会会長 様

全 国 市 長 会

会 長 森 民 夫 (公印省略)

平成 28 年度都市税制改正に関する要請活動の実施について (お願い)

平素、本会の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年度税制改正につきましては、現在、消費税の軽減税率制度について与党間で検討がなされておりますが、個別の税目については、来週末から始まる自由民主党税制調査会等におきまして、本格的な議論が行われることになると聞いております。

中でも、**固定資産税**につきましては、新規取得する機械装置等について固定資産税の償却資産課税の減免を求める要望が新たに関係省庁等から提出されておりますが、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて認められません。また、影響額の多寡により判断されるものではなく、住民税と並ぶ基幹税である固定資産税に穴をあけることは、たとえ少額といえども断じて阻止すべきであります。

また、車体課税の見直しに伴う**自動車税・軽自動車税の環境性能割の導入**については、新たな税の仕組みを構築するものであり、納税者への十分な周知期間や税条例の改正、課税体制の整備等に相当の期間が必要であることから、平成 28 年度税制改正において具体的な制度設計を行う必要があります。それにも関わらず、自動車関係団体等からは、これを先延ばしするべきという主張がなされております。この主張は、税の空白期間を作ることになり、「環境性能課税の税収規模は、地方財政への影響を及ぼさない規模を確保する」とした「平成 26 年度与党税制改正大綱」にも反するものですので、なんとしても平成 28 年度税制改正で具体的な制度設計を行っていただかなければなりません。

さらに、**ゴルフ場利用税**についても、昨年同様、廃止を求める強い運動がなされており、予断を許さない状況となっております。

以上 3 点について、全国の市長が一丸となって国会議員に対し、適切な措置を強く求めていくことが必要であります。

つきましては、議会等ご多用のこととは存じますが、支部・都道府県内の各市長と連携をとりながら、地元選出国会議員はもとより地元経済界など関係方面に対し、別添の「意見」や「参考資料」などをご活用いただき、できる限り早い時期に要請活動をしていただきますようお願いいたします。

(問合せ先)

全国市長会 財政部 (宮川、山本、柿沼、森田)

電 話 03-3262-2319 (直通)

ファクス 03-3263-5483

電子メール zaisei@mayors.or.jp

平成 28 年度 都市税制改正に関する意見

償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保等

消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている重要な財源であることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車税・軽自動車税の環境性能割の導入については、新たな税制上の仕組みであり、納税者への十分な周知期間を設けるとともに、課税体制の整備に相当の期間を必要とすることから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、当該市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

平成 27 年 11 月

全 国 市 長 会